北海道指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）
（平成２９年１０月１日から平成３０年３月３１日まで）
平成２９年８月３１日策定

１　背景及び目的

近年のエゾシカの急増は、深刻な農林業被害や希少な植物の食害を発生させるなど、本道における大きな社会問題となっている。

道におけるエゾシカの推定生息数は、東・西部において最大であった平成 22 年度の 68 万頭から平成 28 年度には 45 万頭と減少傾向にある。しかし、平成 28 年度の捕獲数は速報値で約 11.6 万頭と平成 23 年度以降最も少なくなっており、近年、捕獲圧の高まりにより、エゾシカの鳥獣保護区等への逃げ込みや銃器による捕獲ができなくなる日没後に農地等への出没など、捕獲困難な状況が見られるようになっている。

これらのことから、市町村等で捕獲が困難な道が指定・管理する鳥獣保護区や自然公園等でエゾシカの捕獲を実施するほか、警戒心が強く日中にエゾシカがあまり出没しない箇所において、夜間銃猟での捕獲を実施するとともに捕獲効果の検証や夜間銃猟の基準・方法等を整理する。

２　対象鳥獣の種類

ニホンジカ（エゾシカ）

３　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
西興部地域	平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 （うち、捕獲作業を行う期間） 平成 29 年 12 月 1 日～平成 30 年 2 月 28 日（９０日間程度）

４　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
西興部地域	紋別郡西興部村	平成 16 年度以降猟区として設定され、継続した狩猟管理を行っており、安全確保が行いやすい。また、近年は日中のシカの警戒心が以前より高くなっていることや、個体数指数等の調査などから、夜間銃猟による捕獲が見込まれる。	鳥獣保護管理法に基づく猟区、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象地域、市町村による捕獲事業の実施区域

5　指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
西興部地域	ニホンジカ　８０頭

6　指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

（１）捕獲等の方法

①　使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
西興部地域	銃猟(夜間銃猟による誘引捕獲を想定) なお、具体的には受託者との調整の上で決定する	１５日程度

②作業手順

【事前調査の実施】

生息状況の確認及び、給餌への誘引状況を確認するため、自動撮影カメラを用いて調査する。

【関係者との調整】

関係地方公共団体との協議や利害関係人からの意見聴取を行うとともに、捕獲に必要な各種手続きを行う。関係機関（振興局、市町村、猟区管理者、猟友会、道有林等の土地所有者）とは説明会または個別に調整しながら合意形成を図る。

【捕獲等の実施】

本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者に事業を委託し、捕獲等を実施する。

【安全管理】

受託者が策定する安全管理規定の遵守について適切に監督するとともに、関係機関等の連絡体制の構築及び地域住民等への周知を図りながら、安全管理の徹底に努める。

【捕獲等をした個体の回収・処分方法】

捕獲した個体は原則全頭回収し、食肉及びペットフード等の有効活用を最大限図るものとし、それ以外の個体は適切に処分する。

【捕獲情報の収集・評価】

受託者から、捕獲日時、捕獲数（雌雄別）、捕獲場所や目撃数のほか、必要となった人工などの情報を収集し、専門家等の意見を踏まえ、事業の評価を行う。

（２）夜間銃猟に関する事項

①　夜間銃猟をする必要性

警戒心が強く、日中にあまり出没しないシカを捕獲するため効果的な手法とされる夜間銃猟でモデル的に捕獲等を行い、その捕獲効果を検証するとともに、夜間銃猟を実施するための基準や方法等を整理する必要があるため。

② 夜間銃猟の内容

実施区域	実施日時・時間	銃猟の方法	実施者
紋別郡西興部村（林道沿いの森林内または林縁部を想定）	１２月～２月頃 日没後から日の出前までの間で、調査等によりシカの出没が多い時間を選定し、実施する	誘引狙撃 （林道を通行止めにし住民等の安全を確保した上で、車両により移動し、バックストップが確保された場所において、餌付けにより誘引したシカを定点から狙撃する）	夜間銃猟に係る認定基準を満たす認定鳥獣捕獲等事業者に委託する

③ 安全管理体制、住民の安全管理及び生活環境への配慮事項等

・事前に、実施区域に係る地権者、地元住民、警察等の関係者と十分に調整を行い、事故が起きないように安全対策を行う。
・捕獲した個体は速やかに原則全頭回収し、適切に処分する。
・実施に当たっては、安全管理のため適切に人員を配置し、平時及び事故発生時の連絡体制を構築する。
・住民の安全管理のため、事前周知を確実に行い、実施時には必要に応じ立入制限を行う。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

○実施主体：北海道
・実施方法：委託
・委託の範囲：指定管理鳥獣の捕獲
・委託先：夜間銃猟による認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者
・結果の評価等
受託者が収集した情報について、専門家を含めた検討会議において分析・評価するとともに、夜間銃猟の基準・方法等を整理した上で、夜間銃猟実施のためのガイドラインに反映させる。

8　住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

（1）　住民の安全の確保のために必要な事項

・チラシ等の配布や立ち入り禁止等の看板の設置、住民説明会、防災無線等を適宜活用し、周辺住民や来訪者への事前周知を図る。
・実施当日において保安要員の配置など注意喚起を行い、安全管理に十分に配慮する。

（2）　指定区域の静穏の保持に必要な事項

特になし

9　その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

（1）　事業において遵守しなければならない事項

・保安林内における工作物設置を伴う捕獲の場合の行為許可申請など、法令による規制がある区域における捕獲実施では必要な手続きを事前に行う。
・捕獲実施場所における土地所有者等に対し事前に説明を行うとともに、入林申請や林道使用申請等の必要な手続きを行う。

（2）　事業において配慮すべき事項

・捕獲された個体は、食肉やペットフードなどできる限り有効活用に努め、困難な場合は、廃棄物として適正に処理する。

（3）　地域社会への配慮

・猟区管理者とは事前に必要に応じ捕獲実施日を調整するなど配慮するとともに、事業実施の事前周知及び実施当日の注意喚起など、事故のないよう最大限配慮する

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画　位置図（北海道）

実施区域（西興部地域）

※地図画像は、「白地図 Kenmap」の地図画像を編集したものです

平成29年度指定管理鳥獣捕獲等事業（夜間銃猟） スケジュール

参考資料6付

内容		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画の策定	候補地選定	→	→									
	実施計画案作成			↔								
	市町村協議			↔								
	公安委員会協議			↔								
	利害関係人の意見聴取（管理者・土地所有者等）			↔								
	実施計画策定・決定				●							
捕獲事業	積算・発注準備			↔								
	起工・業者の募集				↔							
	入札・契約締結				↔							
	夜間銃猟作業計画作成					↔						
	適合確認					↔						
	市町村調整					↔						
	公安委員会調整					↔						
	事前調査・誘引					→						
	道有林関連許可申請（入林・林道使用・除雪）						→					
	道道管理者関連許可申請（道道使用許可・除雪）						→					
	夜間銃猟実施							→	→	→		
	報告書作成・完了報告									→	→	
地元関係者との調整等			●			●						
会議関係	夜間銃猟検討会議		●			●				●		●
	夜間銃猟検討会議（現地）	※状況に応じて実施を検討										